

◎鳥インフルエンザについて

韓国において、11月25日に高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が確定しました。13,300羽を飼養する肉用種鶏場で6,500羽が死亡しました。その後、2,3例目は11月28日、12月11日に発生が確定され、前者は初発農場から約3Km離れた12,000羽飼養の種鶏農場で600羽が死亡しました。後者は初発農場から18Km離れた29万羽飼養のウズラ農場でした。

隣国での発生を受け、国内への侵入防止に万全を期すため、①検疫措置の強化 ②国内対策の強化 ③情報の収集・共有等の更なる取組を行っています。また、各都道府県で平成17年10月から1,000羽以上の採卵鶏農場で行われているモニタリング検査（血清抗体検査）では、平成18年9月までに対象農場3,314戸中3,704戸（進捗率89.5%）を調査しましたが、国内において本病の発生は認められていません。

一方、東南アジア、欧州及びアフリカ地域では高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が拡大し、鳥からヒトへの感染事例が多く報告されています。一般に鳥との濃厚接触で感染しますので、海外に行く予定のある方は、生きた鳥が売られている市場・養鶏場へは訪れない、死んだ鳥等に触れない、手洗いやうがいの励行に心がけてください。

世界保健機関(WHO)に報告されたヒトにおける鳥インフルエンザ感染状況

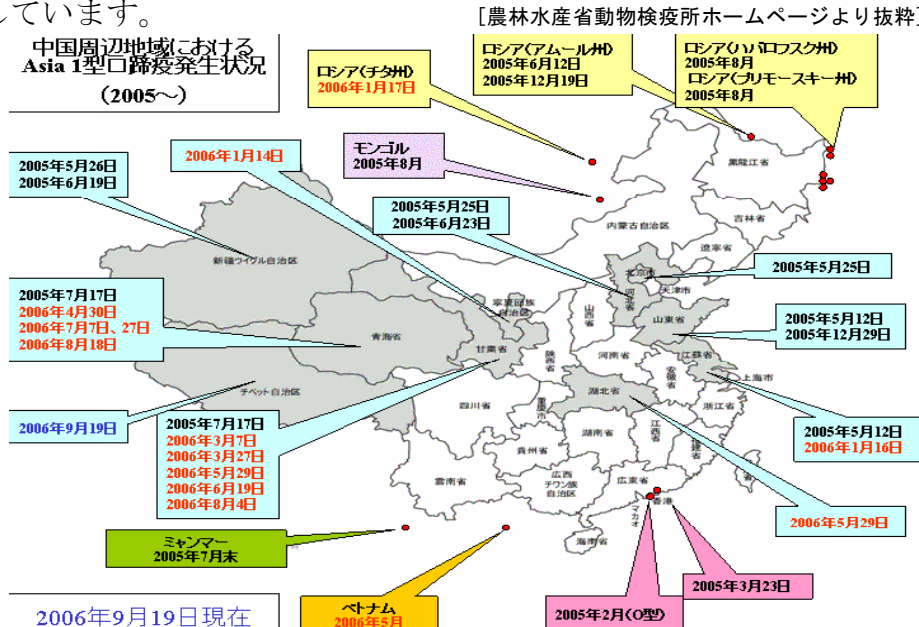
発生国	2003年		2004年		2005年		2006年		総計	
	患者数	死亡患者数	患者数	死亡患者数	患者数	死亡患者数	患者数	死亡患者数	患者数	死亡患者数
アゼルバイジャン	0	0	0	0	0	0	8	5	8	5
カンボジア	0	0	0	0	4	4	2	2	6	6
中国	1	1	0	0	8	5	12	8	21	14
ジブチ	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
エジプト	0	0	0	0	0	0	15	7	15	7
インドネシア	0	0	0	0	19	12	55	45	74	57
イラク	0	0	0	0	0	0	3	2	3	2
タイ	0	0	17	12	5	2	3	3	25	17
トルコ	0	0	0	0	0	0	12	4	12	4
ベトナム	3	3	29	20	61	19	0	0	93	42
総計	4	4	46	32	97	42	111	76	258	154

2006年11月29日までの確定数

[厚生労働省検疫所 海外感染情報より抜粋]

◎口蹄疫について

現在、中国、モンゴル及びロシア極東地域において牛等の動物の悪性伝染病である口蹄疫が発生しています。



◎狂犬病について

フィリピンから帰国した男性が、現地で狂犬病ウイルスに感染し（輸入感染症例）、国内で発症後、死亡が確認されました。

感染者は、60歳代の男性2名で、1名は渡航中、1名は滞在中にそれぞれ8月頃に犬に手を咬まれており、これにより狂犬病に罹患したと判断されています。なお、現地における暴露（咬傷）後のワクチン接種は受けていませんでした。

1 病原体・感染経路・臨床症状

狂犬病は、狂犬病ウイルス（rabies virus）の感染によって引き起こされる致死的な人獣共通感染症であり、全ての哺乳類（アジアでは犬が主な感染源）に感染します。

通常は罹患動物による咬傷の部位から、唾液に含まれるウイルスが侵入します。

ヒトが感染した場合、ヒトからヒトに感染することなく、感染した患者から感染が拡大することはありません。

潜伏期間は1～3ヶ月程度で、その後発症すると、①前駆期：発熱・食欲不振・咬傷部位の痛みや搔痒感 ②急性神経症状期：不安感・恐水及び恐風症状・興奮性・麻痺・幻覚・精神錯乱などの神経症状 ③昏睡期：昏睡（呼吸障害によりほぼ100%が死亡）などの症状が認められます。

2 発生状況

日本、英国、スカンジナビア半島の国々など一部の地域を除いて、世界的に分布しています。世界の発生状況は（WHO 2004年）、年間の死亡者数推計は55,000人で、アジア地域で31,000人、アフリカ地域で24,000人とされています。なお、年間の暴露後のワクチン接種者数推計は1,000万人です。

日本では、本病における死亡者数は1955年以降、犬の発生数は1957年以降認められていません。なお、1970年にネパールを旅行中犬に咬まれ帰国後発病し、死亡した輸入症例が1例ありました。

3 発症予防

発病後の有効な治療法はありません。**罹患動物に咬まれた場合は、できるだけ早期にワクチン接種を行う必要があります（暴露後免疫：6回を推奨）。**

国内の犬の登録及び狂犬病予防注射頭数の推移

4 お願い

日本では、狂犬病は約半世紀の間発生していません。これは犬へのワクチン接種がポイントであったと思われます。**飼犬に対して予防接種の継続をお願いします。**

一方、犬が関与する疾病として、エキノコックス症・レプトスピラ症（人獣共通感染症）やネオスポラ症（牛）などもありますので、**飼犬は野犬と接触しないよう係留し、また、野犬が敷地（農場）内に侵入しないよう対策してください。**

年次	登録頭数	予防注射頭数	注射率 (%)
平成10年	5,424,157	4,479,486	82.6
平成11年	5,645,424	4,578,277	81.1
平成12年	5,779,462	4,606,527	79.7
平成13年	5,939,595	4,646,046	78.2
平成14年	6,084,731	4,681,524	76.1
平成15年	6,262,510	4,741,488	75.7
平成16年	6,394,226	4,801,709	75.1
平成17年	6,576,487	4,862,679	73.9

[厚生労働省ホームページより抜粋]

栃木県 県央家畜保健衛生所 ◇ 〒321-0905 宇都宮市平出工業団地6-8
◇ TEL 028-689-1200 ◇ FAX 028-689-1279
◇ E-mail: kenou-khe@pref.tochigi.jp

～ 本県央家保だより及び過去の家保だよりなどは、～

栃木県ホームページ内の「とちぎアグリネット」バナーをクリックし、「地域情報・出先機関」→「県央家畜保健衛生所」→「家畜衛生情報」をご覧ください。